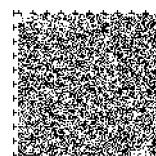


第1章 食育推進計画の 策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

青梅市では、平成 22 年 3 月に「青梅市食育推進計画」を策定し、食育の取り組みを通して市民が心身ともに健やかに育ち、食の安全・安心を確保するとともに、地域の人の輪が広がる、元気で楽しいまちづくりの原動力となるよう食育を推進してきました。

このたび、計画の期間が終了を迎えることから、これまでの推進状況を検証し、新たな課題に対応した「第 2 次青梅市食育推進計画」を策定します。

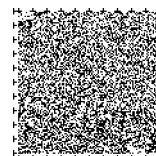
近年、社会経済を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、市民のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化し、私たちの食生活も大きく変化しています。食べたいものを、いつでも、どこでも食べられる便利な社会になった一方、食を大切にする意識が希薄となり、家族そろって食事をする機会の減少や栄養の偏り、不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加などの問題が生じています。また、食品の安全性や食料自給率の低下といった問題も、私たちの生活に大きな不安を与えています。

このような状況を踏まえ、国は平成 23 年 3 月に「第 2 次食育推進基本計画」を策定、東京都は平成 23 年 7 月に「東京都食育推進計画」を改定し、国民および都民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進しています。

本計画においても引き続き、市民一人ひとりが健康的な食生活を実践できる力を身につけるとともに、地域に根ざした食育を推進することができるよう、取り組みの方向を明らかにしています。また、本計画の策定とあわせ「青梅市健康増進計画」の改定を進めてきましたが、本計画は健康づくりを食育の面から支えることとなります。

食育基本法に掲げられた基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取り組みの推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進



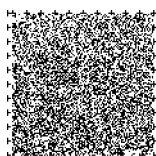
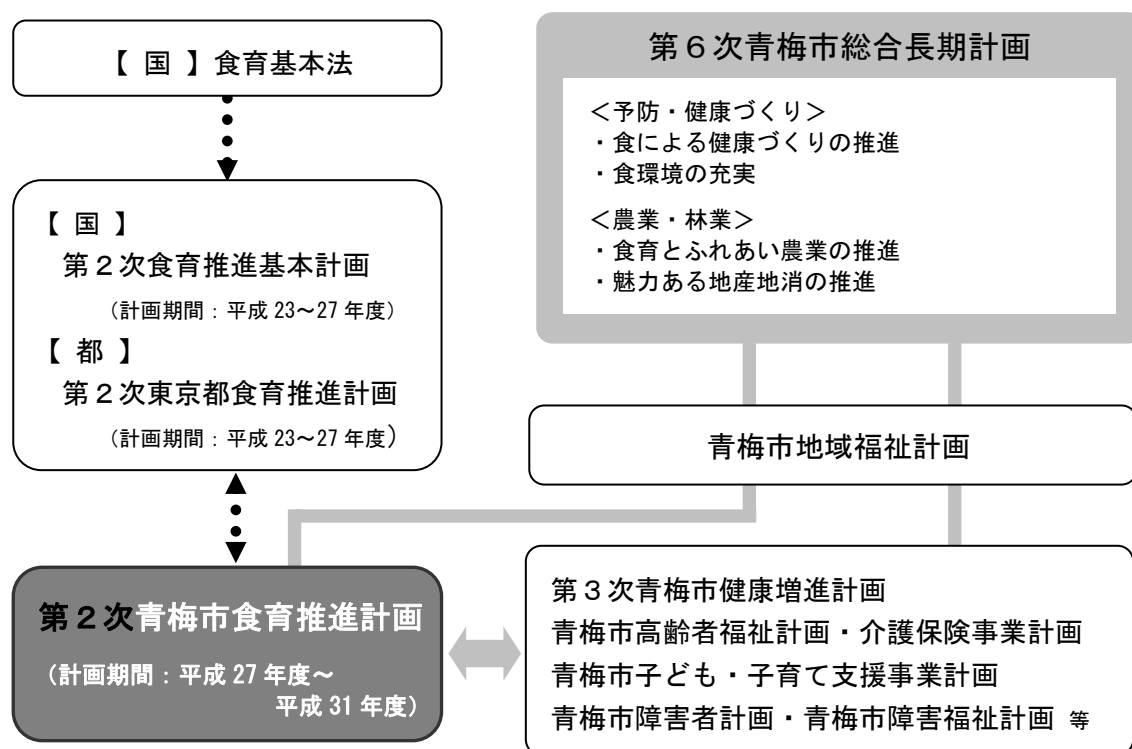
2. 計画の位置づけ

本計画は食育基本法第18条にもとづく市町村食育推進計画に位置づけられるものです。食育の主役である市民はもちろん、家庭、地域、学校、事業者のそれぞれが役割を果たす中、本計画にもとづき市が中心となり食育を推進します。

3. 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位の計画である「青梅市総合長期計画」を補完する個別計画であり、同計画において食育は、「予防・健康づくり」と「農業・林業」の中に位置づけられています。

また、食育は裾野の広い取り組みであることから、さまざまな分野にわたる市の個別計画と関連性を持っています。特に、市民の健康づくりに関する「青梅市健康増進計画」を食育の面から支えていくこととなり、計画の推進にあたっては連携を強めていきます。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	
第 6 次青梅市総合長期計画										
		第 2 次青梅市食育推進計画					▶			
		第 3 次青梅市健康増進計画					▶			

5. 食育のネットワーク

食育の基本は、家庭や地域において、日々の食生活や食習慣によって培われるものです。本計画は、家庭がそうした役割を十分に果たしていくことができるよう家庭・地域、事業者、行政が連携し地域ぐるみの取り組みを推進します。

